

(表)

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 消防本部予防課

番号13

許認可等の内容		喫煙等禁止行為の解除承認申請
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市火災予防条例第33条
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	別紙のとおり
	参考事項	
	設定等年月日	平成19年10月1日設定
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数5日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成19年10月1日設定

○喫煙、裸火使用又は火災予防上危険な物品の持込みを禁止する場所の指定について

平成15年10月1日

消防本部告示第5号

茅ヶ崎市火災予防条例(平成4年茅ヶ崎市条例第3号)第33条第1項の規定により消防長が指定する場所は、次のとおりとします。

- 1 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品(以下「危険物品」という。)を持ち込んで서는ならない場所
  - (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(以下「劇場等」という。)の舞台又は客席。ただし、喫煙にあつては、屋外に設けられた客席を除く。
  - (2) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店(以下「キャバレー等」という。)の舞台
  - (3) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(当該用途に供する床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに限る。)の売場、展示の用途に供する部分及び通常顧客の出入りする部分
  - (4) 屋内展示場(当該用途に供する床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに限る。)で公衆の出入りする部分
  - (5) 映画スタジオ又はテレビスタジオで撮影の用途に供される部分
  - (6) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要文化財として指定され、又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲(居住者が日常生活のために火を使用し、又は危険物品を持ち込む場所及び宗教的行事等で火を使用する場所を除く。)
- 2 危険物品を持ち込んで서는ならない場所
  - (1) 劇場等で前項第1号に掲げるもののほか、公衆の出入りする部分
  - (2) キャバレー等で前項第2号に掲げるもののほか、公衆の出入りする部分
  - (3) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。)

# 許 可 区 分 表

**別表第1**

区分		A		B	C		D	E		
禁止行為の種別	禁止場所の区分	劇場 映画館 演芸場 観覧場 公会堂 集会場	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール 飲食店	映画スタジオ テレビスタジオ	劇場 映画館 演芸場 観覧場 公会堂 集会場	百貨店 マーケット その他の物品販売業を営む店舗	展示場 (展示部分の床面積が1,000平方メートル以上のもの)	展示場 (C以外のもの)	劇場 映画館 演芸場 観覧場 公会堂 集会場	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール
		舞台部	撮影の用に供される部分	客席	売り場	展示部分	展示部分	展示部分	公衆の出入りする部分	
喫煙		*	*	X		*	*			
裸火の使用		*	*	*		*	*			
危険物品の持ち込み		*	*	*		*	*		*	

**備 考**

- 1 区分欄の「A」、「B」、「C」、「D」及び「E」は、別表第2の許可要件区分を示す。
- 2 禁止行為の種別欄の「\*」印は不許可、「\」印は非該当を示す。

# 許可要件区分表

別表第2

区分 行為 種別	共通要件	A	B	C	D	E
喫煙	1 喫煙設備が設けられていること 2 消火器具が設けられていること 3 避難上又は通行上支障のない場所であること 4 防火管理者等により防火上必要な点検、整備及び火災予防上必要な措置が講じられていること	カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板、又は展示用合板は防災性能を有したものであること		階段室内、避難口の周囲、避難器具設置場所の周囲若しくは避難の用に供する渡り廊下の周囲（以下「階段室内等」という。）又はエスカレーター区画内に設けるものにあつては、喫煙所の基準に適合したものであること  防火管理者等により、常時監視できる状態にあること		
裸火	1 消火器具が設けられていること 2 避難上又は通行上支障のない場所であること 3 周囲及び上方の可燃物から火災予防上安全な距離が確保できる場所であること 4 可燃物の転倒又は落下等のおそれがない場所であること 5 階段室内等及び危険物品その他易燃性の可燃物等から水平距離5メー	電気を使用する火気使用設備機器については、性能等が明確で安全性が確認されたものであるとともに、次によること  1個の設備機器の定格消費電力が2キロワット以下であること	1個の設備機器の定格消費電力が10キロワット以下であること	1個の設備機器の定格消費電力が2キロワット以下であること		
		気体燃料を使用する火気使用設備機器については、性能等が明確で安全性が確認されたものであるとともに、次によること			都市ガスの総消費量は70キロワット以下であること	都市ガスの消費量は1個につき70キロワッ

の 使 用	<p>トル以上離れていること、ただし、不燃材料で造った壁等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合はこの限りでない。</p> <p>6 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防火性能を有したものであること</p> <p>7 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検等の体制を講じていること</p> <p>8 使用者により裸火使用が容易に停止できること</p> <p>9 固体の衝撃摩擦等で火花を発生するものは、飛散距離が2メートル以内であること</p> <p>10 火炎を有するものは火炎の長さが20センチメートル以内であること</p> <p>11 燃焼に際し、火の粉が発生しないこと</p>	<p>70キロワット以下、かつ、総消費量210キロワット以下であること</p> <p>液化石油ガスは容器組み込み型（カートリッジタイプ）の燃焼容器であること</p> <p>固体燃料を使用する火気使用設備機器については、特性、性能等が明確であるとともに、燃料の使用量は1日につき次の数値以下とすること</p> <table border="1"> <tr> <td>木炭</td> <td>5キログラム</td> <td>木炭</td> <td>木炭</td> </tr> <tr> <td>練炭</td> <td>3キログラム</td> <td>15キログラム</td> <td>5キログラム</td> </tr> <tr> <td>豆炭</td> <td>2キログラム</td> <td>練炭</td> <td>練炭</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>10キログラム</td> <td>3キログラム</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>豆炭</td> <td>豆炭</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>5キログラム</td> <td>2キログラム</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ラム</td> <td>ラム</td> </tr> </table>	木炭	5キログラム	木炭	木炭	練炭	3キログラム	15キログラム	5キログラム	豆炭	2キログラム	練炭	練炭			10キログラム	3キログラム			豆炭	豆炭			5キログラム	2キログラム			ラム	ラム	<p>ト以下であること</p>
	木炭	5キログラム	木炭	木炭																											
	練炭	3キログラム	15キログラム	5キログラム																											
	豆炭	2キログラム	練炭	練炭																											
			10キログラム	3キログラム																											
		豆炭	豆炭																												
		5キログラム	2キログラム																												
		ラム	ラム																												
	<p>ろうそく、線香、固形燃料その他の裸火については、次によること</p> <table border="1"> <tr> <td>演技上必要最小限であること</td> <td>商品の展示・販売を目的とした宣伝行為に限り、必要最小限であること</td> </tr> </table>	演技上必要最小限であること	商品の展示・販売を目的とした宣伝行為に限り、必要最小限であること																												
演技上必要最小限であること	商品の展示・販売を目的とした宣伝行為に限り、必要最小限であること																														
	<p>1 避難上又は通行上支障のない場所</p>	<p>危険物の取り扱いについては、次によること</p>																													

危険物の品	<p>であること</p> <p>2 転倒又は落下のおそれがない場所であること</p> <p>3 階段室内等から水平距離5メートル以上離れていること。ただし、不燃材料で造った壁等で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合はこの限りでない。</p> <p>4 消火器具を設けること</p> <p>5 防火管理者等による監視、消火及び点検等の体制が確立していること</p>	<p>危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に定める数量（以下「指定数量」という。）の100分の1未満であること</p>	<p>指定数量の5分の1未満であること</p>	<p>指定数量の10分の1未満であること</p>
	<p>可燃性固体類又は可燃性液体類の取り扱いについては、次によること</p>			
		<p>条例別表第5に定める数量の500分の1未満であること</p>	<p>条例別表第5に定める数量の25分の1未満であること</p>	<p>条例別表第5に定める数量の50分の1未満であること</p>
	<p>マッチについては、次によること</p>			
			<p>総重量が40キログラム未満であること</p>	<p>総重量が20キログラム未満であること</p>
<p>可燃性ガス容器（高圧ガス取締法の適用を除外される液化ガスに限って許可の対象とする。）については、次によること</p>				
	<p>ガス総重量0.5キログラムに相当する個数未満であること</p>	<p>ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること</p>	<p>ガス総重量10キログラムに相当する個数未満であること</p>	<p>ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること</p>
<p>火薬類（煙火に限る。）については、次によること</p> <p>なお、保管する場合は、他の物品と混在せず、扉等を有する不燃性の収納庫等に入れること</p>				

持ち込み	<p>火薬、爆薬の量により、1回の使用につき次の個数未満とすること          (打上げ煙火は許可しない。)</p> <p>ア 0.1グラム以下のものは50個          イ 0.1グラムを越え15グラム以下のものは10個</p>	<p>がん具用煙火を展示し、又は販売する場合は専用のガラスケース等に収納し、顧客等が直接手を触れない措置が講じられていること</p>		
		<p>がん具用煙火は、総薬量5キログラムに相当する個数未満であること</p>	<p>がん具用煙火は、総薬量1キログラムに相当する個数未満であること</p>	<p>がん具用煙火(クラッカーに限る。)は総薬量0.1キログラムに相当する個数未満であること</p>
込み	<p>煙霧発生機等で、舞台効果のために使用する機器(危険物第1石油類又は第2石油類に該当する発煙剤を用いるものの屋内使用は許可しない。)については、次によること</p> <p>ア 機器の特性、性能等が明確で、かつ、安全性が確認されていること          イ 機器に対する知識、技能等を有する専従員が取り扱うこと          カーテン・幕類、じゅうたん等、又は展示用合板等は防火性能を有したものであること</p>			

備考

- 1 個別件欄の斜線は、禁止行為非該当又は非許可を示す。
- 2 行為別ごとに、区分に応じた個別及び共通要件を適用する。
- 3 裸火の使用が危険物品の持込みを伴う場合は、「裸火の使用」・「危険物品の持込み」の両方の許可

要件を適用する。

- 4 ライター・マッチ等で、通常携帯する少量のものは「危険物品の持込み」に該当しないものとする。
- 5 「高圧ガス取締法の適用を除外される液化石油ガス」とは、高圧ガス取締法（平成8年法律第204号）第3条第1項第8号を受けた高圧ガス取締法施行令（昭和26年11月政令第350号）第3条第3項第6号に基づく「昭和40年通産省告示第557号（高圧ガス取締法の適用を除外される液化ガス）」をいい、その例としては簡易ガスライター、ライター用充てんボンベ、コンロ用カートリッジボンベ等が該当する。